

平成22年8月3日

外務省
財務省
経済産業省
警察庁
金融庁

イランに対する国連安保理決議を受けた外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

我が国はこれまで、イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議（以下、「決議」という。）第1737号、第1747号及び第1803号に基づき、イランの核活動等に対する累次の措置を講じてきたが、今般、決議第1929号が採択されたことに伴い、閣議了解「イランの拡散上機微な核活動等に関与する者に対する資産凍結等、核技術等に関連するイランによる投資の禁止及びイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転の防止の措置について」（8月3日付）に基づき、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）による次の措置を実施することとした。

1. 資産凍結等の措置について

外務省告示（8月3日公布）により指定されたイランの核活動等に関与する40団体・1個人（別添1）に対する支払等及び指定された者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

（注）今回の措置により、資産凍結等の措置の対象となるイランの核活動等に関与する者は、合計75団体・41個人となる。

2. 投資禁止の措置について

外務省告示（8月3日公布）により指定されたイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種（別添2）を営む本邦企業の株式等へのイラン関係者（※1）による投資に係る資本取引及び対内直接投資（※2）をそれぞれ許可制及び届出制（原則禁止）とする。

（※1）イラン国籍を有する自然人、イランの法律に基づいて設立された法人等

（※2）10%未満の上場会社株式のイラン関係者への譲渡並びに10%以上の上場会社株式及び非上場会社の株式等のイラン関係者による取得

3. 資金移転防止の措置について

これまでのイランの核活動等に寄与する目的で行われる支払に加え、外務省告示（8月3日公布）により指定されたイランに対する資金移転の防止措置の対象となる大型通常兵器等に関連する活動（別添3）に寄与する目的で行われる支払を許可制とするとともに、これらの支払の範囲をあらゆる外国向けとする。

また、金融機関等に対し、上記各措置の確実な実施を要請するとともに、外為法に基づく本人確認義務等並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認義務等及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底を要請することとする。

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第2課	TEL 03-5501-8000 内線 5251
財務省国際局調査課外国為替室	TEL 03-3581-4111 内線 5753
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	TEL 03-3501-1511 内線 3242
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官	TEL 03-3581-0141 内線 4911
金融庁監督局総務課国際監督室	TEL 03-3506-6000 内線 2688